

しらかみさんち
国指定白神山地鳥獣保護区

更新計画書

平成 25 年 11 月 1 日

環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

国指定白神山地鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

青森県西津軽郡深浦町在所国有林3111林班へ、へ及びトの各小班、3112林班ろからほまで及びロの各小班、3113林班の各小班、3115林班ろからほまで、と及びちの各小班、3116から3118林班までの各林班の各小班、3120林班ろからほまで、と及びち並びにイからトまでの各小班及び3121、3122林班の各小班的区域、同郡鱒ヶ沢町所在国有林2043林班ほ、と、り、ぬ、る1、る2、わ2、か1及びよからそまで並びにへからヌまでの各小班、2044林班の各小班、2062林班はからへまで、ロ及びハの各小班、2063、2064林班の各小班及び2084から2090までの各林班の各小班的区域、同県中津軽郡西目屋村所在国有林151林班の各小班、152林班ろ及びは1、は2の各小班、153林班ろからにまでの各小班、154及び155林班の各小班、156林班ろ小班、157林班に小班、165林班い1からは2まで、は4からに2まで及びイからハまでの各小班、166から173林班までの各小班及び174林班い1からにまで、ほ2からりまで及び、イからハまでの各小班的区域並びに秋田県山本郡藤里町所在国有林1016から1019林班までの各小班、1020林班いからり1まで及びイからホまでの各小班及び1021林班と4、わ、わ2及びか並びにハの各小班的区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成45年10月31日まで(20年間)

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、青森県と秋田県の県境にまたがる白神山地に位置し、人の影響をほとんど受けていない東アジア最大ともいわれる原生的なブナ林が分布しており、平成5年には世界遺産にも登録された。

当該ブナ林は、イヌワシ及びクマタカの餌となる多種多様な生物の良好な生息地であるとともに、これらの大型猛禽類が採餌の場として好んで利用する崩壊地、小規模な草地等の開放空間を多く有している。

このため、これらの大型猛禽類を頂点とする食物連鎖が形成されるとともに、環境省が作成したレッドリストに掲載されているクマガラ等の希少鳥類の生息も確認されるなど、多様な鳥獣を含む豊かな生態系が維持されている。

さらに、当該ブナ林は、ツキノワグマの餌となる堅果を多く供給できることから、ツキノワグマの持続的な繁殖を可能とし、その地域個体群の安定的な存続に寄与している。

このように、当該区域は大型猛禽類及び大型哺乳類を含む多様な鳥獣の生息の場として重要であることから、当該区域を大規模生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する多様な鳥獣の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 大規模生息地の保護区として、イヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類及びツキノワグマ等の大型哺乳類を含む多様な鳥獣の保護を図るため生息環境の適切な管理に努める。
- 2) 鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査、関係行政機関で構成される白神山地世界遺産地域連絡会議による調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況及び生息環境の把握に努め、必要に応じて保護対策を講じる。
- 3) 違法捕獲防止及び制札の維持管理のため、白神山地世界遺産地域連絡会議と連携し、鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。
- 4) 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、関係行政機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発を行う。
- 5) 白神山地世界遺産センター西目屋館及び藤里館を拠点として、鳥獣の生息に影響を与えない範囲で環境学習の場として活用を図る。
- 6) 白神山地世界遺産地域連絡会議を通じて、情報共有及び連携の確保に努める。

3 更新の理由

当該鳥獣保護区には絶滅危惧 I B 類のイヌワシ、クマタカ、準絶滅危惧のオオタカ等の大型猛禽類、ツキノワグマをはじめ、文化財保護法に基づく特別天然記念物のニホンカモシカ等の大型哺乳類が生息し、今後もこれら多種多様な鳥獣を保護する必要があることから更新を行うものである。

4 更新する国指定鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 17,157 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野 17,157 ha

イ 所有者別内訳

国有地 17,157 ha

国有林 — 林野庁所管 17,157ha	制限林 17,157ha	保安林 17,131ha
		砂防指定地 79ha(57ha)
	普通林 — ha	* () は保安林と重複する面積の内数
		その他 4ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 (名称：白神山地自然環境保全地域)	14,043ha	{	自然環境保全地域特別地区	9,844ha
			自然環境保全地域普通地区	4,199ha
自然公園法による地域 (名称：津軽国定公園)	2,984ha	{	特別保護地区	345ha
			特別地域	2,639ha

5 更新する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該地域は、青森県南西部と秋田県北西部の両県境にまたがる標高200mから1,200m余に及ぶ山岳地帯である。西側に標高1,200m級の白神岳、向白神岳等が連なっている。

イ 地形、地質等

地形は、壮年期的な様相を呈し、深い谷が密に入り組んでおり、30度以上の急傾斜地が区域の半分以上を占めている。

地質は、主として中生代白亜紀にできた花崗岩類を基盤に、新生代新第三紀中新世の堆積岩とそれを貫く貫入岩類で構成されている。

ウ 植物相の概要

植物については、山裾から標高1,000m付近までをブナ林が広く覆う。急峻で狭い尾根、沢沿い及び崩壊斜面ではキタゴヨウ林、サワグルミ林、ヒメヤシヤブシートニウツギ林などが立地に応じて発達している。これに対して、標高1,000～1,200m付近の頂部斜面や頂部平坦面などではブナ林に代わりミヤマナラ、ダケカンバを主とする低木林が発達する。頂部斜面の突出部にはハイマツ林も局部

的に見られる。

草本群落は溪流沿いの雪崩斜面や崩壊斜面に多く発達しており、その下部の土砂堆積地には、オオイタドリ、アカソ等を主とする群落が生育する。また、谷底側壁斜面の湿性の岩場には、タヌキラン、オオバセンキュウ等の草本類が生育し、露岩部ではエゾイワハタザオ、ツガルミセバヤ等が見られる。さらに、標高1,200m付近の頂部平坦面にはトウゲブキ、ゼンテイカ等が優占する風衝草原が小面積に存在する。

エ 動物相の概要

動物については、豊かなブナ林を主な生息地として、多くの哺乳類、鳥類の生息が確認されている。哺乳類に関しては、大型哺乳類のツキノワグマを始めとしてニホンカモシカ、ホンドギツネ、ヤマネ等5目8科12種が確認されている。また、鳥類ではイヌワシ、クマゲラ、クマタカ等の希少種を含め15目35科89種が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該鳥獣保護区の区域はすべてが森林及び風衝草原からなり、農地が存在しないため区域内において農業被害はない。また、林業被害も生じていない。

6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

7 国指定鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | 54本 |
| (2) 大型案内板 | 2基 |
| (3) 案内板 | 12基 |

生息する鳥獣類

ア. 鳥類

目	科		種または亜種	種の指定等
【キジ目】	キジ科	○	ヤマドリ キジ	
【カモ目】	カモ科		<u>ヒシクイ</u> <u>マガン</u> コハクチョウ オオハクチョウ オシドリ カルガモ	国天・VU 国天・NT DD
		○	シノリガモ	LP
【ハト目】	ハト科	○	キジバト	
		○	アオバト	
【カツオドリ目】	ウ科		カワウ	
【ペリカン目】	サギ科		アオサギ	
【カッコウ目】	カッコウ科	○	ジュウイチ ホトトギス	
		○	ツツドリ	
		○	カッコウ	
【ヨタカ目】	ヨタカ科		ヨタカ	NT
【アマツバメ目】	アマツバメ科	○	ハリオアマツバメ アマツバメ	
【チドリ目】	チドリ科		イカルチドリ	
	シギ科		イソシギ	
【タカ目】	ミサゴ科		ミサゴ	NT
	タカ科		ハチクマ	NT
		○	トビ	
		○	ツミ	
		○	ハイタカ オオタカ ノスリ	NT 国内希少・NT
		○	<u>イヌワシ</u> クマタカ	国天・国内希少・EN 国内希少・EN
【フクロウ目】	フクロウ科		コノハズク フクロウ	
【ブッポウソウ目】	カワセミ科		アカショウビン カワセミ ヤマセミ	
【キツツキ目】	キツツキ科	○	コゲラ オオアカゲラ	
		○	アカゲラ	
		○	<u>クマゲラ</u> アオゲラ	国天・VU
【ハヤブサ目】	ハヤブサ科	○	ハヤブサ	国内希少・VU
【スズメ目】	カササギヒタキ科		サンコウチョウ	
	モズ科		モズ	
	カラス科	○	カケス ホシガラス ハシボソガラス	
		○	ハシブトガラス	
	シジュウカラ科	○	コガラ	
		○	ヤマガラ	
		○	ヒガラ	
		○	シジュウカラ	
	ツバメ科		ツバメ	
		○	イワツバメ	
	ヒヨドリ科	○	ヒヨドリ	
	ウグイス科	○	ウグイス	
		○	ヤブサメ	
	エナガ科	○	エナガ	

目	科	種または亜種	種の指定等
	ムシクイ科	○ エゾムシクイ センダイムシクイ	
	メジロ科	○ メジロ	
	ゴジュウカラ科	○ ゴジュウカラ	
	キバシリ科	キバシリ	
	ミソサザイ科	○ ミソサザイ	
	カワガラス科	○ カワガラス	
	ヒタキ科	トラツグミ クロツグミ アカハラ ○ ツグミ ○ コルリ ルリビタキ コサメビタキ ○ キビタキ ○ オオルリ	
	スズメ科	スズメ	
	セキレイ科	○ キセキレイ ○ ハクセキレイ セグロセキレイ	
	アトリ科	アトリ カワラヒワ マヒワ ベニマシコ ○ ウソ イカル	
	ホオジロ科	○ ホオジロ カシラダカ ノジコ アオジ ○ クロジ	NT
合計	15 目	35 科	89 種

イ. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
【サル目】	オナガザル科	○ ホンドザル	LP
【ネコ目】	イヌ科	ホンドタヌキ ホンドキツネ	
	イタチ科	○ ホンドテン ニホンアナグマ	
	クマ科	○ ニホンツキノワグマ	
【ウシ目】	ウシ科	○ <u>ニホンカモシカ</u>	国特天
【ネズミ目】	リス科	○ ニホンリス ホンドモモンガ ニッコウムササビ	
	ヤマネ科	ヤマネ	
【ウサギ目】	ウサギ科	○ トウホクノウサギ	
合計	5 目	8 科	12 種

(注)

- 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版（2012年、日本鳥類学会）」、獣類については「日本野生鳥獣目録（平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課）」に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 - 国天：国指定天然記念物
 - 国特天：国指定特別天然記念物
 - レッドリスト（平成24年、環境省）（ア. 鳥類）
 - レッドリスト（平成24年、環境省）（イ. 獣類）
 - CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧
 - DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群（北奥羽・北上山系のホンドザル地域個体群）
 - 国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 - 国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号の規定により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。